

## 畜産農家への更なる支援に関する意見書（案）

近年、配合飼料価格の高騰が続き、畜産農家の負担が増している。こうした状況の中、政府は令和5年3月28日に、物価高騰対策として、生産コスト削減等に取り組む畜産農家に対して配合飼料1トン当たり8,500円を補填するほか、配合飼料価格の高止まりが継続した場合に、飼料コストの急増を段階的に抑制する特例を設けて畜産農家に補填金を交付することを閣議決定した。しかし、その翌日の衆議院農林水産委員会において、農林水産省畜産局長は、閣議決定された対策を行ったとしても、畜産農家の実負担額が増加する可能性が高いと答弁している。

東京都においては、近隣に住宅がある畜産農家にとって、臭気対策等の経費負担も大きいため、一度廃業した場合に事業を再開することは困難である。

我が国の畜産業は、国民に安全・安心な牛乳や畜産物を供給する重要な産業であり、令和3年の農業総産出額に占める割合は約39%である。また、畜産物の生産だけではなく、加工・運搬、飼料の製造や流通など関連産業も広範囲に及び、雇用や地域経済の観点からも大きな役割を果たしている。こうした畜産業の灯を絶やしてはならない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、畜産農家への更なる支援を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣

} 宛て